



金 沢 市 公 報

号外第1号の2

平成30年(2018年)1月26日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		
○金沢市消防団規則の一部を改正する規則 (消防総務課)	1	
●告 示		
○平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部改正について (福祉総務課)	2	
○平成27年告示第112号(金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家の指定管理者の指定について)の変更について(長寿福祉課)	2	
○平成26年告示第72号(金沢市児童館の指定管理者の指定について)の変更について (こども政策推進課)	2	
○平成13年告示第59号(金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について)の一部改正について (食肉衛生検査所)	2	
○平成22年告示第121号(金沢市における夜間景観の形成に関する条例の規定に基づく照明環境形成地域の指定及び当該地域ごとの照明環境形成基準並びに夜間景観形成区域の指定及び当該区域ごとの夜間景観形成基準について)の一部改正について (景観政策課)	2	
		○平成8年告示第47号(本市が設置する都市公園の名称等について)の一部改正について (緑と花の課) 3
		●教育委員会告示
		○昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小学校児童通学区域)の一部改正について (教育総務課) 3
		○平成27年教育委員会告示第8号(地区公民館の指定管理者の指定について)の変更について (生涯学習課) 3
		●選挙管理委員会告示
		○昭和39年選挙管理委員会告示第18号(金沢市選挙投票区)の一部改正について (選挙管理委員会) 3
		●公営企業管理規程
		○金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課) 4

規 則

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月26日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第1号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則(平成3年規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1 金沢市第三消防団の表鞍月分団の項中「直江町」を「直江町 直江東1丁目 直江東2丁目 直江西1丁目 直江南1丁目 直江南2丁目」に改める。

附 則

この規則は、平成30年1月27日から施行する。

 告 示

●金沢市告示第28号

平成8年告示第54号（民生委員協議会を組織する区域について）の一部を次のように改正し、平成30年1月27日から効力を有するものとします。

平成30年1月26日

金沢市長 山 野 之 義

表鞍月地区の項中「直江町」の次に「、直江東1丁目、直江東2丁目、直江西1丁目、直江南1丁目、直江南2丁目」を加える。

●金沢市告示第29号

平成27年告示第112号（金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成30年1月26日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
金沢市鞍月老人憩の家	所在地	金沢市直江町92街区2番	金沢市直江南1丁目1番地	平成30年1月27日

●金沢市告示第30号

平成26年告示第72号（金沢市児童館の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成30年1月26日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
金沢市立鞍月児童館	所在地	金沢市副都心北部直江土地区 画整理事業地92街区2番地	金沢市直江南1丁目1番地	平成30年1月27日

●金沢市告示第31号

平成13年告示第59号（金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について）の一部を次のように改正し、平成30年1月27日から効力を有するものとします。

平成30年1月26日

金沢市長 山 野 之 義

指定区域中「直江北1丁目」を「直江北1丁目 直江西1丁目 直江東1丁目 直江東2丁目 直江南1丁目 直江南2丁目」に改める。

●金沢市告示第32号

平成22年告示第121号（金沢市における夜間景観の形成に関する条例の規定に基づく照明環境形成地域の指定及び当該地域ごとの照明環境形成基準並びに夜間景観形成区域の指定及び当該区域ごとの夜間景観形成基準について）の一部を次のように改正し、平成30年1月27日から効力を有するものとします。

平成30年1月26日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表2の項中「富樫3丁目」の次に「、直江東2丁目」を加え、「直江町」を「直江西1丁目、直江東1丁目、直江町、直江南1丁目、直江南2丁目」に改め、同表4の項中「直江北1丁目」の次に「、直江西1丁目」を加え、同表6の項中「直江町」を「直江西1丁目、直江東1丁目、直江町、直江南1丁目、直江南2丁目」に改める。

●金沢市告示第33号

平成8年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正し、平成30年1月27日から効力を有するものとします。

平成30年1月26日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表中

459	直江町西屋広場	金沢市副都心北部直江土地区画整理事業地内68街区1番地先	平成28年 6月1日			を
-----	---------	------------------------------	---------------	--	--	---

459	直江町西屋広場	金沢市直江南1丁目101番	平成28年 6月1日	平成30年 1月27日		に
-----	---------	---------------	---------------	----------------	--	---

改め、第2項の表中

13	鞍月中央公園	金沢市直江町ト37番9ほか	平成7年 3月31日			を
----	--------	---------------	---------------	--	--	---

13	鞍月中央公園	金沢市直江西1丁目201番	平成7年 3月31日	平成30年 1月27日		に
----	--------	---------------	---------------	----------------	--	---

改める。

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第1号

昭和56年教育委員会告示第5号（金沢市立小学校児童通学区域）の一部を次のように改正し、平成30年1月27日から効力を有するものとします。

平成30年1月26日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

表鞍月小学校の項中「湊4丁目（10番地～34番地、40番地～80番地に限る。）」の次に「直江東1丁目、直江東2丁目、直江西1丁目、直江南1丁目、直江南2丁目」を加える。

●金沢市教育委員会告示第2号

平成27年教育委員会告示第8号（地区公民館の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成30年1月26日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
金沢市鞍月公民館	所在地	金沢市副都心北部直江土地区画整理事業地92街区2番地	金沢市直江南1丁目1番地	平成30年1月27日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

●金沢市選挙管理委員会告示第1号

昭和39年選挙管理委員会告示第18号（金沢市選挙投票区）の一部を次のように改正し、平成30年1月27日から効力を有するものとします。

平成30年1月26日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

表第40投票区の項中「直江町」の次に「直江東1丁目、直江東2丁目、直江西1丁目、直江南1丁目、直江南2丁目」を加える。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年1月26日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第1号

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

(金沢市水道給水条例施行細則の一部改正)

第1条 金沢市水道給水条例施行細則(昭和29年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「直江町」を「直江町 直江東1丁目 直江東2丁目 直江西1丁目 直江南1丁目 直江南2丁目」に改める。

(金沢市ガス供給に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市ガス供給に関する規程(昭和60年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「直江町」を「直江町 直江東1丁目 直江東2丁目 直江西1丁目 直江南1丁目 直江南2丁目」に改める。

附 則

この規程は、平成30年1月27日から施行する。

平成30年(2018年)1月26日 印刷

平成30年(2018年)1月26日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄